

消費生活ニュース

No.195

令和8年2月発行

子育て中のお父さん・お母さん

出産祝いを贈りたいあなた

令和7年12月25日より「乳幼児用ベッド」及び「乳幼児用玩具」への
「子供用PSCマーク」の表示が始まりました！！

「子供PSCマーク」って？



令和7年12月25日以降に製造・輸入される3歳未満向けの玩具は、安全基準への適合と、対象年齢や使用上の注意事項の表示（警告表示）が義務付けられました。基準に適合した場合、「子供PSCマーク」を製品へ表示することができ、子供PSCマークや警告表示がある製品のみが販売可能となります。

「乳幼児用ベッド」については、令和9年3月24日まで、現行のひし形PSCマークが表示された製品も販売されます。また「乳幼児用玩具」については、施行日前に製造・輸入されたものは子供PSCマークの表示なしで販売可能となりますので、その場合、子供達が安全に遊べるよう、日本玩具協会が発行するSTマークを確認することも有用です。

子どもが使用する製品に付いているマークの意味は？



STマーク: Safety Toy(安全な玩具)を表し、検査機関の検査で、一般社団法人日本玩具協会の玩具安全基準に合格した玩具に表示でき、「安全面について注意深く作られたおもちゃ」として玩具業界が推奨するものです。STマークは、子ども向け玩具を対象にしており、STマーク付きの玩具ではパッケージ正面右上に対象年齢が記載されています。



SGマーク: Safe Goods(安全な製品)を表し、一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準に適合したとして認証されたことを示すマークです。乳幼児用・福祉用製品・家庭用品などにつけられています。万が一、SGマーク付き製品に欠陥があり、それを原因として人身損害が起きた場合、賠償する制度も付加されています。SGマークの表示対象の子ども向け製品には、ベビーカー、すべり台、抱っこひも、乳幼児ベッドガードなどがあります。



佐世保市消費生活センター

佐世保市八幡町1番10号（市役所12階）

☎ 0956-22-2591

受付時間…8:30～17:00

閉所日…土・日・祝日、年末年始

消費者ホットライン

（局番なし）

188

※消費者ホットラインに電話すると、お住まいの近くに
ある消費生活センターや相談窓口につながります。

【相談をする際の注意点】 1 相談は佐世保市民の方からのみお受けしております。

2 事業者の方からの相談はお受けできません。

子どものオンラインゲームの無断課金に注意しましょう！

子どもが無断でオンラインゲームに課金してしまったという保護者からの相談が各地で多く寄せられています。

特にスマートフォンやタブレット端末での小学生・中学生の無断課金に関する相談が目立ちます。



相談事例

【事例 1】

母親のスマホを母親のアカウントにログインした状態で小学生の娘に貸したところ、娘がアカウントのパスワードを変更して登録されたクレジットカードでゲーム課金してしまった。

【事例 2】

日頃から、小学生の息子に母親の古いスマホを自宅の Wi-Fi に繋げて使用させていた。課金には母親の指紋認証が必要な設定にしていたが、母親のアカウントにログインした状態であったため息子が自分の指紋を追加登録して約5万円ゲーム課金してしまった。

【事例 3】

母親名義で契約して中学生の息子を利用者登録したスマホを息子に使用させていたところ、5ヶ月の間にキャリア決済で約5万円ゲーム課金してしまった。キャリア決済の上限額を引き下げることができるとは知らなかった。

【事例 4】

中学生の息子が、息子のスマホで1年前から総額約55万円をゲーム課金していた。数年前に母親がゲーム課金以外の目的で息子のスマホにクレジットカード番号を入力したことがあったが、そのクレジットカード番号で息子はゲーム課金したようだ。

消費生活センターからのアドバイス

- 保護者のスマホで遊ばせる場合は、保護者のアカウント(Apple や Google)は必ずログオフしましょう。
- 法律上、未成年者が保護者の同意なく契約した場合は、取り消すことができます。しかし、子どもが保護者のアカウントでログインして課金した場合は、アカウントの所有者である保護者が決済を行ったとみなされ、取り消しができないことがあります。
- ペアレンタルコントロール機能(有害サイトのブロックや使用時間、課金額、ダウンロードの制限などが可能)を利用して、子どものスマホやタブレットの利用を保護者が管理しましょう。
- 子どもが自分で考えて適切にゲームと付き合えるように、日頃から親子でよく話し合い、ゲーム課金の仕組みを一緒に確認したり、課金についてのルールを決めたりしましょう。

参考：独立行政法人 国民生活センター

屋根工事等の点検商法トラブルが増えています -典型的な勧誘トークを知っておくことで被害防止！-

点検商法とは、「近所で行う工事の挨拶に来た」などといって突然訪問し、「屋根瓦がずれているため点検してあげる」といって点検した後、「このままだと瓦が飛んでご近所に迷惑がかかる」などと不安をあおって工事を契約する手口です。契約当事者の8割超が60歳以上で、特に高齢者に注意してほしいトラブルです。

悪質な業者は、巧妙なトークで消費者に近づき、本来消費者が望んでいない高額な屋根工事を契約させています。



相談事例

【事例 1】

「屋根瓦がずれているのが見えた」と来訪した業者との契約をクーリング・オフしたい。

【事例 2】

実家の父がずれた瓦の写真を見せられ修理工事の契約をしたがキャンセルできるか。

【事例 3】

屋根や外壁、床下等の修繕を次々と勧誘され契約した。

【事例 4】

「近所で工事している」というので点検を依頼したが、近所の工事はうそだった。

【事例 5】

ドローンで撮影したという写真を見せられ契約したが解約したい。

消費生活センターからのアドバイス

- 突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。
- 屋根工事はすぐに契約せず、十分に検討したうえで契約しましょう。
- 保険金を利用できるというトークには気を付けましょう。
- クーリング・オフ等により解決できる場合がありますので、まずはセンターにご連絡ください。

◆ 消費者ホットライン「188(いやや)」

◆ 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

住宅のリフォーム工事に関するトラブルや工事費用等に関する相談を受け付けています。

「住まいのダイヤル」：03-3556-5147

参考：独立行政法人 国民生活センター

少しでも不安に感じたら、すぐに消費生活センター等に相談しましょう！

事業者の
皆さんへ

～業務用の「はかり」は定期検査を 受検しなければいけません～

消費生活センターでは、「はかりの検査業務」を行っています。
「取引・証明」に使用するはかりは、計量法により2年に1度の定期検査を受けるように義務付けられています。

【取引・証明に使用するはかりの例】

- 商品の値段を”重さ”で取引するための「はかり」
(例) 100g〇〇円で商品を売る、買い取る
- 小包郵便物、貨物運送事業者等の宅配便物の料金算出に使用する「はかり」
- 病院、薬局で調剤に使用する「はかり」
- 学校、病院、福祉施設等で健康診断に使用する「はかり（体重計）」



検査済みのはかりには「合格シール」を貼付しています。

「消費生活教室」を受講してみませんか？

消費生活に関するテーマを設定し、専門の講師を招いて講座を行っています。
来年度の受講につきまして、皆様からのご応募をお待ちしております。

日 時：5月～10月までの毎月第2火曜日(8月を除く)

13:30～15:00(予定)

場 所：佐世保市常盤町5番5号

まちなかコミュニティセンター(予定)

内 容：未定

※4月下旬に、日時、場所、講座内容について、受講希望者の皆様に
ご案内状をお送りいたします。

(過去のテーマ：SDGsとエシカル消費、暮らしに役立つ食品表示など)

受講料：無料

申 込：郵便はがきに「教室受講希望」と明記し、「住所、氏名、電話番号」
を記入し、消費生活センターまで郵送してください。
電話による申し込みも可能です。

宛 先：〒857-8585

佐世保市八幡町1番10号 佐世保市役所 消費生活センター

電 話：0956-37-6134

